

資料 3

圏域医療計画策定委員会の委員の選任について

1 選任の考え方

- (1) 医療計画作成要領に従い、圏域保健医療福祉推進会議の構成員又は構成員の属する団体の役職員等の中から構成員が推薦する者とする。
- (2) 医療法に基づき、地域の医療提供体制の確保に関し計画を定めるものであることから、三師会、病院関係及び、行政機関の委員とする。
- (3) 予算の制約上、民間の委員の上限は6名までとする。

2 メンバー（案）

団体等	人数	備考
地区医師会	1名	会長又は会長が推薦する者
地区歯科医師会	1名	同上
地区薬剤師会	1名	同上
病院関係	3名	院長又は院長が推薦する者
行政関係	2名	市長又は市長が推薦する者
計	8名	

3 依頼事項

- (1) 病院関係においては、圏域保健医療福祉推進会議の構成員数が圏域医療計画策定委員会の委員数を上回っていることから、それぞれの団体等の中で調整していただき、令和5年4月10日をめどに、委員の選定もあわせて保健所に御連絡いただきたい。
- (2) 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、行政機関においても、令和5年4月10日をめどに委員を選定し、保健所に御連絡いただきたい。
- (3) 必要書類は別途送付します。